

広島県水道広域連合企業団管理規程第9号

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
異動の種類		異動用語	異動の種類		異動用語
種類	意味		種類	意味	
1 採用	地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により派遣された者を新たに職員に任命する場合をいう。	〇〇に採用する（期間は〇〇までとする）	1 採用		
	地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項、広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項、広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号。以下「休業条例」という。）第37条第1項の規定により任期を定めて採用する場合をいう。	〇〇に採用する（〇〇による）（任期は〇〇までとする）			

	<u>その他現に職員の職についていない者を新たに職員に任命する場合（出向により任命権者を異にする他の機関から移動してきた職員をその職員に任命する場合を含む。）をいう。ただし、臨時的任用による場合を除く。</u>	<u>〇〇に採用する</u>		現に職員の職についていない者を新たに職員に任命する場合（出向により任命権者を異にする他の機関から移動してきた職員をその職員に任命する場合を含む。）をいう。	<u>〇〇に採用する</u> <u>〇〇に採用する</u> <u>（期間は〇〇までとする）</u>
2 — 16 (略)	(略)	(略)	2 — 16 (略)	(略)	(略)
17 期 間 更 新	<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により派遣された職員で、期間を更新する場合をいう。</u>	<u>期間を更新する（期間は〇〇までとする）</u>			
18 任 期 更 新	<u>法第22条の2第4項、任期付職員条例第3条、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項又は休業条例第37条第3項の規定によつて任期を更新する場合をいう。</u>	<u>任期を更新する（任期は〇〇までとする）</u>			
19 臨 時 的 任 用	<u>法第22条の3第1項前段、育児休業法第6条第1項第2号又は休業条例第37条第1項の規定によつて臨時的任用をする場合をいう。</u>	<u>〇〇に臨時的任用する（期間は〇〇までとする）</u>			
20 臨 時 的 任 用 更 新	<u>法第22条の3第1項後段の規定によつて臨時的任用を更新する場合をいう。</u>	<u>〇〇の臨時的任用を更新する（期間は〇〇までとする）</u>			
21療養	(略)	(略)	17療養	(略)	(略)
22療養 更 新	(略)	(略)	18療養 更 新	(略)	(略)
23休職	(略)	(略)	19休職	(略)	(略)
24休職 更 新	(略)	(略)	20休職 更 新	(略)	(略)
25 自 己 啓 発 等 休 業 承 認	<u>休業条例第22条の規定により自己啓発等休業を承認する場合をいう。</u>	<u>自己啓発等休業を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）</u>			

26 自己啓発等休業期間延長	休業条例第27条第3項において準用する同条例第22条の規定により自己啓発等休業の期間を延長する場合をいう。	自己啓発等休業の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
27 配偶者同行休業承認	休業条例第30条の規定により配偶者同行休業を承認する場合をいう。	配偶者同行休業を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）
28 配偶者同行休業期間延長	休業条例第34条第2項において準用する同条例第30条の規定により配偶者同行休業の期間を延長する場合をいう。	配偶者同行休業の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
29 育児休業承認	(略)	(略)
30 育児休業期間延長	(略)	(略)
31 育児短時間勤務承認	(略)	(略)
32 育児短時間勤務期間延長	(略)	(略)
33 職務復帰	(略)	(略)
34 育児短時間勤務終了	(略)	(略)
35 復職	(略)	(略)
36 兼職解除	(略)	(略)
37 併任解除	(略)	(略)
38 事務代行解除	(略)	(略)
39 事務従事解除	(略)	(略)
40 専従許可取消	(略)	(略)

21 育児休業承認	(略)	(略)
22 育児休業期間延長	(略)	(略)
23 育児短時間勤務承認	(略)	(略)
24 育児短時間勤務期間延長	(略)	(略)
25 職務復帰	(略)	(略)
26 育児短時間勤務終了	(略)	(略)
27 復職	(略)	(略)
28 兼職解除	(略)	(略)
29 併任解除	(略)	(略)
30 事務代行解除	(略)	(略)
31 事務従事解除	(略)	(略)
32 専従許可取消	(略)	(略)

<u>41 自己啓発等休業承認取消</u>	<u>法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合をいう。</u>	<u>自己啓発等休業の承認を取り消す</u>			
<u>42 配偶者同行休業承認取消</u>	<u>法第26条の6第6項の規定により配偶者同行休業の承認を取り消す場合をいう。</u>	<u>配偶者同行休業の承認を取り消す</u>			
<u>43 育児休業承認取消</u>	(略)	(略)	<u>43 育児休業承認取消</u>	(略)	(略)
<u>44 育児短時間勤務承認取消</u>	(略)	(略)	<u>34 育児短時間勤務承認取消</u>	(略)	(略)
<u>45 出向</u>	(略)	(略)	<u>35 出向</u>	(略)	(略)
<u>46 辞職</u>	(略)	(略)	<u>36 職</u>	(略)	(略)
<u>47 退職</u>	(略)	(略)	<u>37 退職</u>	(略)	(略)
<u>48 免職</u>	(略)	(略)	<u>38 免職</u>	(略)	(略)
<u>49 懲戒免職</u>	(略)	(略)	<u>39 懲戒免職</u>	(略)	(略)
<u>50 失職</u>	(略)	(略)	<u>40 失職</u>	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。